



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 市営土地改良事業に係る換地処分の届出（村づくり計画課） 1
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課） 1
- 公共測量の実施の通知（道路街路課） 1
- 公共測量の実施の終了の通知（都市計画・モノレール課） 1

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出・3件（中小企業支援課） 2
- 都市計画の変更の案を作成することについての公聴会の開催（都市計画・モノレール課） 3

告 示

沖縄県告示第415号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、宮古島市長から宮古島市火山地区農業基盤整備促進事業の換地処分をした旨の届出があった。

令和 7 年11月 4 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第416号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、石川加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

令和 7 年11月 4 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第417号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県北部土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 7 年11月 4 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 今帰仁村湧川
- 2 公共測量を実施する期間 令和 7 年10月15日から令和 8 年 3 月27日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第418号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮古島市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和 7 年11月 4 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 宮古島市平良字西里及び字東仲宗根地内
- 2 公共測量を実施した期間 令和 6 年 12 月 14 日から令和 7 年 3 月 19 日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和 7 年 11 月 4 日から令和 8 年 3 月 4 日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び与那原町まちづくり課において縦覧に供する。

令和 7 年 11 月 4 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イーストベイステーションマリンプラザあがり浜 与那原町字東浜 68 番地 1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 金秀不動産株式会社 那覇市旭町 11 番地 1 代表取締役 石田織大
- 3 届出年月日 令和 7 年 8 月 21 日
- 4 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の所在地
変更前 与那原町字東浜 68 番地 1 の 2
変更後 与那原町字東浜 68 番地 1
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名
変更前 金秀建設株式会社 代表取締役 呉屋守孝
変更後 金秀不動産株式会社 代表取締役 石田織大
- 5 変更の年月日
 - (1) 4(1) 令和 7 年 5 月 25 日
 - (2) 4(2) 令和 7 年 7 月 1 日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和 7 年 11 月 4 日から令和 8 年 3 月 4 日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び与那原町まちづくり課において縦覧に供する。

令和 7 年 11 月 4 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 かねひで運玉ゆいゆいプラザ 与那原町字与那原 1104 番ほか 3 筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 金秀不動産株式会社 那覇市旭町 11 番地 1 代表取締役 石田織大
- 3 届出年月日 令和 7 年 8 月 21 日
- 4 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の所在地
変更前 与那原町字与那原 1104 番
変更後 与那原町字与那原 1104 番ほか 3 筆
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

変更前 株式会社金秀本社 代表取締役 新垣秀彦

変更後 金秀不動産株式会社 代表取締役 石田織大

5 変更の年月日 令和 7 年 7 月 1 日

6 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和 7 年11月 4 日から令和 8 年 3 月 4 日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び糸満市経済部商工水産課において縦覧に供する。

令和 7 年11月 4 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンプラザいとまん 糸満市字兼城400番地
 - 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 金秀不動産株式会社 那覇市旭町112番地 1 代表取締役 石田織大
 - 3 届出年月日 令和 7 年 8 月21日
 - 4 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 金秀興産株式会社 与那原町字与那原1114番地 代表取締役 山城敦子
変更後 金秀不動産株式会社 那覇市旭町112番地 1 代表取締役 石田織大
 - 5 変更の年月日 令和 7 年 7 月 1 日
 - 6 意見書の提出方法及び提出期限
- (1) 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第 1 項の規定により、那覇広域都市計画公園の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

令和 7 年11月 4 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 日時 令和 7 年11月26日 午後 7 時開始
- 2 場所 沖縄県立芸術大学首里当蔵キャンパス一般教養棟303教室 那覇市首里当蔵町 1 丁目 4 番地
- 3 都市計画の変更の案の概要 那覇広域都市計画公園の 5・5・那 5 号首里城公園を変更する。
- 4 意見陳述の申出の方法 公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の 1 週間前（令和 7 年11月19日午後 5 時）までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載した書面を知事に提出すること。
- 5 書面の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課又は那覇市都市みらい部都市計画課
- 6 その他 意見陳述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 アント出版
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1